

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の 基準を定める条例（抄）と審査基準の一部改正の概要

1 改正の背景及び理由

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守り、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和4年5月、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、法律名称も「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」となった。

本県では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域を指定告示し、宅地造成等の工事に係る規制を開始することとしていることから、「宅地造成等規制法」を引用している都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（抄）と審査基準の規定の一部について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（抄）と審査基準の一部を次のように改正する。

新	旧
3 審査基準 — 第2条第1号（農家分家） 《1》ここでのいう直系血族は <u>その配偶者を含む。</u>	3 審査基準 — 第2条第1号（農家分家） 《1》ここでのいう直系血族は <u>民法で規定する直系血族（53ページ）とその配偶者をいう。</u>
7 審査基準 — 第2条第5号（既存宅地） 《5》「当該土地のある市街化調整区域に係る線引きの日前から宅地であることが明らかであると認められるもの」とは申請地が、市街化調整区域に係る線引きの日前から、次のいずれかに該当する土地であり、その後現在に至るまで継続して当該要件に該当していること又は過去に条例第2条第5号（第4条第3号）、開発審査会提案基準18に基づき許可を受けた宅地若しくは旧法第43条1項6号に基づき確認を受けた宅地（建築物を建築した土地に限る。）であること。 ①～②（略） ③ <u>旧宅地造成等規制法又は建築物の建築を目的とする宅地造成及び特定盛土等規制法</u> の許可を受けて造成した土地 （以下略）	7 審査基準 — 第2条第5号（既存宅地） 《5》「当該土地のある市街化調整区域に係る線引きの日前から宅地であることが明らかであると認められるもの」とは申請地が、市街化調整区域に係る線引きの日前から、次のいずれかに該当する土地であり、その後現在に至るまで継続して当該要件に該当していること又は過去に条例第2条第5号（第4条第3号）、開発審査会提案基準18に基づき許可を受けた宅地若しくは旧法第43条1項6号に基づき確認を受けた宅地（建築物を建築した土地に限る。）であること。 ①～②（略） ③ <u>宅地造成等規制法</u> の許可を受けて造成した土地 （以下略）

3 施行日

令和7年4月1日